

令和3年度給与改定（第6回）団体交渉

① 日 時 令和4年1月21日（金）18時05分～18時12分

② 場 所 東京区政会館20階203会議室

③ 出席者

（当局）佐藤副区長会会長（荒川）、入澤副管理者、
小林人事企画部長、小池調査課長、金子勤労課長

（組合）江森委員長、西村副委員長、坂部副委員長、多田書記長、渡辺書記次長、
泉田常任中央執行委員、栗澤常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、
高橋常任中央執行委員、萩原常任中央執行委員、渡辺常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

定年引上げに係る人事・給与制度の改正については、昨年の給与改定交渉において精力的に協議を重ねてまいりましたが、私どもと皆さんとの考え方の溝が埋まらず、引き続き協議事項となっております。

その際にも申し上げましたが、私どもとしては、定年引上げの円滑な実施のために、今年度内を目途に本改正に係る課題を解決し、結論を得たいと考えております。

さて、私どもは、この間の国等の動向を踏まえ、改めて検討を重ね、「別途提案する」としておりました交渉項目の具体化を含めた所要の修正を行いました。

主な修正内容について申し上げます。

はじめに、定年引上げについて申し上げます。

採用資格基準、昇任資格基準、交流基準及び転職基準については、現行どおりとします。

転職給与決定及び初任給決定については、現行の定年前職員の決定方法と同様とします。

退職手当の基本額における給料の調整額については、退職手当の基本額の加算の適用に当たり、特定日の前後で期間を分けて支給額を算定します。

なお、早期退職者割増制度については、引き続き国等の動向を注視する必要があることから「別途提案する」のままとしております。

次に、定年前再任用短時間勤務制について申し上げます。

採用資格基準については、雇用と年金の接続への対応に係る取扱いを追加するとともに、任用する職務の級として、昨年11月の給与改定交渉において妥結した再任用職員の職務の級の取扱いに係る見直しを反映し、退職時に任用されていた職務

の級と「同等を基本」とする取扱いとします。

次に、暫定再任用制度について申し上げます。

採用資格基準については、対象者として、定年退職者に準ずる者の要件を現行の再任用制度と同様とし、雇用と年金の接続への対応に係る取扱いを追加するほか、任用する職務の級について定年前再任用短時間勤務制における取扱いと同様とします。

詳細は、「定年引上げに係る人事・給与制度の改正について（修正案）」のとおりです。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま皆さん方から、「定年引上げに係る人事・給与制度の改正について（修正案）」を伺いました。

私どもは、この間何度も申し上げているとおり、特定日以後の賃金について、月例給が再任用賃金を下回ることを問題視しています。

定年年齢を引き上げることにより、高齢期職員に活躍してもらい、その知識、技術、経験などを継承してもらおうという趣旨には賛同します。しかし、皆さん方は、そのための賃金、労働条件について何ら責任を果たそうとしていません。

そもそも、7割で再任用賃金の月例給を下回るような事態となった原因は、給料表の9%引下げや級格付けの廃止により、賃金水準が低くなりすぎたためにほかなりません。

こうした状況を任用面で改善するために、統一交渉で、担当技能長職制度の導入や再任用職員の職務の級について同等を基本とする見直しなどを確認してきました。

しかし、各区における運用では、担当技能長職の拡大は進まなかった上に、今回の職務の級に係る見直しにより次年度の昇任選考は行わないと明言する区まで出てきています。

統一交渉で担当技能長職制度を導入した目的は、2級職に滞留している職員の昇任意欲を醸成し、3級職への昇任圧力を緩和することにあつたはずですが。

清掃の職場にとって、組織の新陳代謝を確保しつつも、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員にも最大限活躍してもらうことが、組織活力を維持する上で重要なことだと考えます。

現業職というだけで、賃金水準は大きく引き下げられ、任用面では、行政職以上の昇任抑制がされるということでは、現場の職員の不満は募るばかりです。

各区において、昇任抑制がされ、3級職への昇任圧力が高まるというような対応は、組織全体の活力を低下させます。今回の提案の趣旨にもある「組織全体として

の活力の維持を図るため」にも、私どもは、区長会が、こうした運用をしている区に、しっかりと指導することを求めます。

また、他団体との均衡を意識されるのであれば、国家公務員の労務職員は63歳定年制が存置されることとなっており、東京都では清掃に係る職員に対し、3万4200円の調整額が支給されています。

特別区で働く清掃職員が、定年引上げに伴う職員の月例給について、再任用賃金を下回らないように求めることは、決して過大な要求ではないはずです。

全ての職員が、安心して区政に貢献できる賃金制度とするため、再度の検討を求めます。

最後に、清掃事業が特別区に移管され、20年以上が経過しました。

区移管の際に、職員の処遇総体の水準低下を招かないとして、「清掃のみなさん、安心して特別区へ来てください」と皆さんからいただいた言葉は、今でも私たちは忘れていません。

私からは以上です。

〈当局〉

皆さんの考え方について、伺いました。

私どもといたしましては、初めに申し上げたとおり、定年引上げの円滑な実施のため、皆さんと真摯に協議を進め、時機を失することなく諸課題の解決を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮を行った上で交渉を実施しました。